

## 任意継続組合員に対する給付

この制度は、退職日に引き続き1年と1日以上公務員の共済組合に資格があった者が、退職の日から起算して20日を経過する日までに、任意継続組合員になることを申し出た場合、公立学校共済組合員を継続することができます。

### 1 組合員期間

退職日の翌日から起算して最長2年間です。

\* 掛金を支払うことで、任意継続組合員の資格を取得できます。

(資格取得日は退職日の翌日となります。)

\* 申出により脱退することができます。

### 2 給付等の範囲

(1) 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金を除き、在職中とほぼ同様の短期給付が受けられます。ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り給付が受けられます。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導が受けられます。

※詳細は健康福利グループにお問合せください。

### 3 給付金の支給方法

「任意継続組合員申出書」に記載された短期給付金口座に振り込みます。

### 4 任意継続組合員の被扶養者の認定

在職中に認定されていた被扶養者は、申出書により継続を希望した場合、そのまま任意継続組合員の被扶養者として認定されます。また、新たに被扶養者の認定が必要な場合は、任意継続組合員資格取得後に手続きが必要です。

被扶養者の収入が年額130万円(月額が108,334円)を超過する場合は認定できません。〔60歳以上で公的年金を受給する被扶養者は年額180万円(月額が150,000円以上)を超過する場合〕

### 5 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、任意継続組合員の資格を喪失します。

(1) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

(2) 他の健康保険の被保険者となったとき。(退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合も含む)

(3) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。(国民健康保険に加入する場合、または、家族の被扶養者となる場合等)